

第三十九回国 参議院建設委員会會議録第四号

昭和三十六年十月十二日(木曜日)

午後一時五十四分開会

本日の會議に付した案件
○宅地造成等規制法案(内閣送付、予備審査)

委員の異動
十月十日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として永野護君を議長において指名した。
十月十一日委員永野護君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君を議長において指名した。

本日委員太田正孝君、小沢久太郎君及び村松久義君辞任につき、その補欠として井川伊平君、徳永正利君及び青田源太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 後藤 義隆君
理事 田中 清一君
村上 春藏君
内村 清次君

委員

青田源太郎君
井川 伊平君
稲浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
徳永 正利君
田上 松衛君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省住宅局長 斎藤 常勝君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

第十二部

建設委員会會議録第四号

昭和三十六年十月十二日(参議院)

早急に宅地造成に関する工事等を規制する必要があるためであります。

このような事情にかんがみ、政府といたしましては、宅地造成に伴うがけくずれまたは土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域内における宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行なうことにし、宅地造成等規制法案として提案する運びとなつたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございますが、次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は、都道府県の中し出に基ついて、宅地造成に伴いがけくずれまたは土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定することができることとし、その区域内における宅地造成に関する工事等につき必要な規制を行なうことといたしました。

第二に、宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行なう造成主は、都道府県知事の許可を受けなければならぬこととし、この場合知事は、災害を防止するための技術的基準に従い必要な措置が講ぜられたものでなければ、許可をしてはならないこととするものと、その許可を受けなければならぬ宅地造成に関する工事について、必要があるときは、工事の停止、擁壁または排水施設の設置を

の他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずる等、所要の監督を行なうとともに、工事の完了した場合には、都道府県知事の検査を受けなければならないことといたしました。

第三に、宅地造成工事規制区域内の宅地は、すでに造成された場合であっても、災害の防止のための必要な措置がとられていないために、がけくずれまたは土砂の流出による災害の原因となることあることにかんがみ、都道府県知事は、宅地の所有者等に対して、災害の防止のため必要な勧告をし、特に必要と認める場合には改善のための工事を行なうことを命ずることができるといたしました。

以上のほか、宅地造成工事規制区域内の宅地または宅地造成に関する工事等の実情を常時把握するため、必要な報告の徴取、宅地転用などの届け出、立ち入り検査等について所要の規定を設け、この法律の円滑な施行を確保することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(後藤義隆君) 本案に対する補足説明並びに質疑は、次回以降に譲ることといたします。

別に御発言もなければ、本日はこの程度にいたします。次回は十月十七日午前十時に開会いたします。それではこれをもちて散会いたします。

午後二時一分散会

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、水資源開発促進法案等一部修正に関する請願(第一号)(第一三六号)

一、府県道枚方水口線の二級国道昇格に関する請願(第二号)

一、主要地方道岐阜小浜線の国道編入に関する請願(第三号)

一、公共事業施行に伴う損失補償基準引上げに関する請願(第一七号)

一、光華霊園建設用地払下げに関する請願(第一五二号)

第一号 昭和三十六年九月二十五日受理
水資源開発促進法案等一部修正に関する請願

請願者 滋賀県大津市東浦一番町 西堀 武

紹介議員 村上 義一君

前国会において審議未了となつた水資源開発関係二法案を種々検討してみると、滋賀県等のような水資源の供給の立場にある地域への配慮が十分になされていぬから、本国会に両案が提出された際には、(一)水資源の開発は現状の水資源の保全かんようを基本とすると同時に水源地域の開発促進も十分考慮し、水系全体の均衡ある開発発展を図る方途を講ずること、(二)水資源の開発は大規模にわたり流域住民に重

大なる影響を及ぼすから、都道府県知事の意見を十分尊重する等住民の意思を十分反映する機会を与えるよう処置すること、(三)水資源の開発に伴う河川の管理は、行政主体が総合行政の見地から治山治水を十分考慮して行なうべきものであつて単一目的である公団にゆだねてはならないこと、(四)水資源の開発に伴う費用については国が公団に交付する額の一部を関係都道府県が負担することとなつてゐるが、これは大規模な事業を短期間に施行することが予想され、再建途上にある地方自治体の財政を圧迫することとなるから、費用はすべて国の責任において処置する方途を講ずること、(五)水資源開発事業に伴い損失を受ける者に対する補償は、開発地域の社会的特殊性を十分考慮され、その者の生活再建、環境整備を含む公正かつ適切な補償措置を講ずるはもちろん、実施後の発生被害や水源地域の将来の開発発展を阻止しないよう事業実施に関連する施設等の整備措置をもあわせ講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第一三六号 昭和三十六年九月二十七日受理
水資源開発促進法案等一部修正に関する請願

請願者 東京都議會議長 建部 順
紹介議員 郡 祐一君

さきの国会において審議未了となつた政府提案の水資源開発促進法案並びに水資源開発公団法案は、今国会に再提出されるよしであるが、政府はこれが法案の作成にあつては、(一)水資源の総合的な開発及び利用の高度化を図

るためには水源の保全かん養と後進地域開発のための用水確保を図り当該地域の均衡ある開発発展を期する旨目的に明記すること、(二)水系の指定基本計画事業実施方針及び管理方針を定めるにあつては関係都道府県知事の意見を聞くだけでなく十分協議するよう改めるとともに、その改廃についても又同様とする、(三)都道府県の総合開発計画を十分考慮し合理的な調整を図る旨明記すること、(四)公団法第二十三条第一項は従前の都道府県知事の管理権限をゆがめるとなるから同条同項を削除すること、(五)事業実施に伴う損失補償は単なる補償に止まらず補償とあいまつてそのものの生活再建、環境整備の措置に万全を期するとともに関連する地域の開発事業をもあわせて行なうよう明確にすること、(六)事業実施に伴う地方公共団体の必要な資金については、国は優遇措置を講ずるよう明記すること、(七)政令の制定にあつては関係都道府県の意見を十分聞いて定めること等の事項について特段の考慮を払われたいとの請願。

第二号 昭和三十六年九月二十五日受理
府県道枚方水口線の二級国道昇格に関する請願

請願者 滋賀県大津市東浦一番 町滋賀県議内 西畑 武
紹介議員 村上 義一君

府県道枚方水口線は、大阪府枚方市国道一号线交差点から京都府田辺町、宇治田原町、滋賀県信楽町を経て水口町国道一号线交差点に至る区間を結ぶ重

要道路であり、利用価値はまことに高く、沿道の開発産業文化の向上に果たす役割は多大なるものがある。また、木津川にまたがる山城大橋も宿願の架設工事が着々進み、ますます名神経済圏を結ぶ産業道路として重要使命を完遂するものと確信するから、経済的見地からはもちろんのこと国の道路交通施策の一環として、ぜひとも本路線を二級国道に昇格の上、これが整備促進を図られたいとの請願。

第三号 昭和三十六年九月二十五日受理
主要地方道岐阜小浜線の国道編入に関する請願

請願者 滋賀県大津市東浦一番 町滋賀県議内 西畑 武
紹介議員 村上 義一君

主要地方道岐阜小浜線は、福井県のれい南地帯(小浜)と滋賀県の後進地域である湖西(今津)及び湖北(木之本)地方並びに岐阜県の山林資源地帯とあり岐阜に結ぶいわゆる未開発地域の連絡路線であり、しかも本路線は小浜においては国道二十七号線に、今津、海津においては百六十一号線に、塩津、木之本においては八号線に、また岐阜にお

編入について特段の配慮をせられたいとの請願。

第一七号 昭和三十六年九月二十五日受理
公共事業施行に伴う損失補償基準引上げに関する請願

請願者 三重県津市議會議長 岡村末次郎
紹介議員 井野 碩哉君

建設省の直轄する公共事業の施行に伴う損失補償基準については、昭和二十九年五月十九日建設省訓第九号をもつて定められており、地方公共団体が行なう国の補助事業についても、この損失補償基準に基づいて事業費の算定がなされているが、この基準が低いことを得ない状況にあり、財政上市町村はその対策に苦慮している現状であるから、公共事業の施行に伴う損失補償基準の引き上げを實現せられたいとの請願。

第一五二号 昭和三十六年九月二十八日受理
光華霊園建設用地払下げに関する請願

請願者 京都市下京区間ノ町正 面光華霊園建設委員会 内 大谷登潤
紹介議員 一松 定吉君

光華霊園建設用地払下げに關しては、再々請願しているところであるが、本霊園建設委員会の悲願を了解の上、建設に必要な国有土地(第一号予定地元地名東京都南多摩郡加住村滝山城し東広場、第二号予定地元地名東京都八王子市小宮町栗の須河川敷広場)の払下げについて特段の配慮をせられたい

の請願。

十月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
宅地造成等規制法案
宅地造成等規制法案

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 宅地造成工事規制区域(第三条-第七条)
第三章 宅地造成に関する工事等の規制(第八条-第十八条)
第四章 雑則(第十九条-第二十条)
第五章 罰則(第二十三条-第二十六条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規則を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供

する施設の用に供せられてゐる土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く）をいう。

三 災害 がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四 設計図書 その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

第二章 宅地造成工事規制区域

（宅地造成工事規制区域）

第三条 建設大臣は、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九（以下「指定都市」という。）の区域内の土地については、指定都市。以下第十一条を除き同じ。）の申出に基づき、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。この場合において、都道

府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 第一項の指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

（測量又は調査のための土地の立入り）

第四条 建設大臣若しくは都道府県知事（指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。以下第二十条を除き同じ。）又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができ

る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合においては、その立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合

を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第五条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除し

ようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なうとする場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは、都道府県知事が許可を与えようとするときは、都道府県知事が許可を与えようとするときは、土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、当該障

害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

（証明書等の携帯）

第六条 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならぬ。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならぬ。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならぬ。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第七条 国又は都道府県は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章 宅地造成に関する工事等の規制

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項の許可をしない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を附することができる。

（宅地造成に関する工事の技術的

基準等)

第九條 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に關しては、その規則を含む)で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に關しては、その規則を含む)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第十條 都道府県知事は、第八條第一項の許可の申請があつた場合において、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならぬ。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(国又は都道府県の特例)

第十一條 国又は都道府県(指定都市の区域内においては、指定都市を含む。以下この条において同じ。)が、宅地造成工事規制区域内において行なう宅地造成に関する工事に對しては、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八條第一項の許

可があつたものとみなす。

(工事完了の検査)

第十二條 造成主は、第八條第一項の工事を完了した場合においては、建設省令で定めるところにより、その工事が第九條第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九條第一項の規定に適合していると認められた場合には、建設省令で定められた様式の検査済証を造成主に交付しなければならない。

(監督処分)

第十三條 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八條第一項の許可を受けた者又はその許可に附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八條第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、同項の許可に附した条件に違反し、又は第九條第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む)若しくは現場管理者に對して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八條第一項

の規定に違反して同項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前條第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九條第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に對して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の位置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合において、あらかじめ、当該処分をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

5 都道府県知事は、第二項に規定する工事に該当することが明らかとなつて前項に定める手続によることができない場合に限り、その手続によらないで、第二項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合にお

いて、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(工事等の届出)

第十四條 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、建設省令で定めるところにより、当該工事に對して都道府県知事に届け出なければならない。

2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁又は排水施設に関する工事を他の工事で政令で定めるものを行なおうとする者は、第八條第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する日の十四日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者は、第八條第一項の許可を

受けなければならない場合を除き、その転用した日から十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地の保全等)

第十五條 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成(宅地造成工事規制区域の指定前に行なわれたものを含む。以下次項、次條第一項及び第二十條において同じ。)に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十六條 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するとき、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ著しいものがある場合において、その著しいおそれを除くため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者に対

して、相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事を行なうことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の行為によつて同項に規定する災害の発生が著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。）以下この項において同じ。）に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行なうことを命ずることができ

る。

3 第十三条第四項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第十七条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうため必要がある場合において、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行なわれている宅地造成に関する工事の状

況を検査することができる。

2 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(手数料)

第十九条 第八条第一項の申請をしようとする者は、三万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

(市町村長の意見の申出)

第二十条 市町村長は、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(訴願)

第二十一条 都道府県知事が第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第三項まで若しくは第五項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に基づいてした処分又は命令について不服のある者は、その処分又は命令のあつたことを知つた日から三十日以内に、建設大臣に訴願することができる。ただし、その処分又は命令のあつた日から六十日を経過した場

合は、この限りでない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十三条 第十三条第二項、第三項、又は第五項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けず、又は虚偽の届出をした者又は都道府県知事の許可を受けず、又は設計図書に従わな

い

で工事を施行したときは、当該工事を施行した者

五 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十六条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第五項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の二の次に次の二号を加える。

二十二の三 宅地造成等規制法

(昭和三十六年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(建築基準法の一部改正)

3 建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十八条に次の一項を加える。

4 第一項中第六条、第七条、第十八条(第一項及び第九項を除く。)及び第八十九条に係る部分は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第 号)第八條第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。

昭和三十六年十月十六日印刷

昭和三十六年十月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局